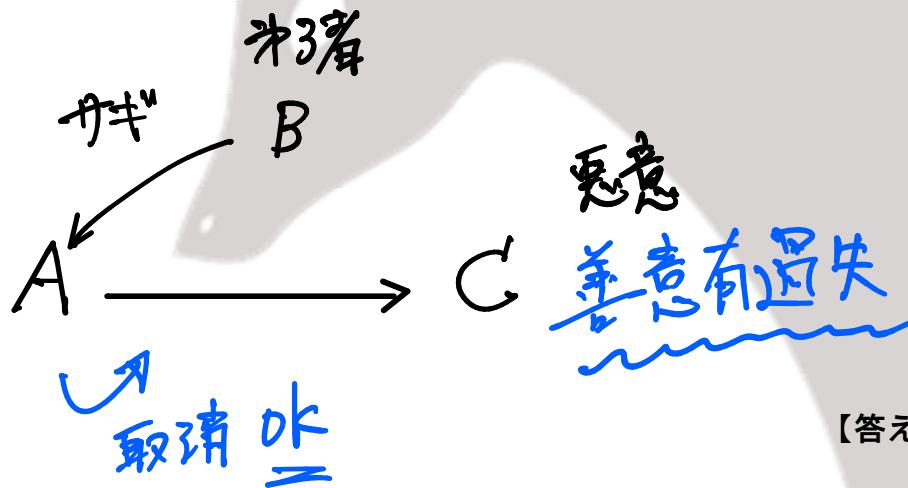


詐欺 宅建 H14-01-1 «#526»

【問】正誤をつけよ。

Aが、Bの詐欺によって、A所有の建物をCに売却する契約をした。Aは、Bの詐欺を、Cが知っているときでないと、売買契約の取消しをすることができない。



【答え】誤り

《ポイント》詐欺

- 1 詐欺による意思表示は、取り消すことができる。
- 2 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。（民法 96 条 1 項、2 項）

善意無過失⇒取消NG

⇒ 相手方が、悪意・善意有過失のとき、取り消すことができる

★ サギ ⇒ 取消皆

- 取消前の善意無過失のや3者には、対応NG
- 相手方が善意無過失のとき、取消NG